



平成30年2月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ャ リ ア イ ン デ ッ ク ス
代 表 者 名 代表取締役社長 板 倉 広 高
(コード番号: 6538 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 長 齋 藤 武 人
(TEL 03-5434-7730)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による
自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び会社法第156条第1項に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社従業員に対して交付する特定譲渡制限付株式に充当するためとなります。

2. 取得の方法

本日（平成30年2月26日）の終値2,161円で、平成30年2月27日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付の委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。

当該買付注文は、当該取引時間限りの注文とします。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類 普通株式

(2) 取得する株式の総数 10,400株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.10%）

(3) 株式の取得価額の総額 22,474,400円（上限）

(4) 取得結果の公表 平成30年2月27日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。

（注1）当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

（注2）取得予定株式数に対応する売付注文をもって買付けを行います。

(参考) 平成30年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	10,441,596株
自己株式数	204株

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本件自己株式の取得は、当社の支配株主である代表取締役社長板倉広高氏が売り手として参加することを予定したものであるため、本件自己株式取得は支配株主との取引等に該当します。

当社が平成29年12月14日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「支配株主とは取引を行わないことを基本方針としておりますが、止むを得ず取引を行う必要がある場合には、その取引の合理性・妥当性・適正性について審議のうえ、取締役会の決議を行い、少数株主の保護に努める方針です。」

本件自己株式の取得は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

(2) 公公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値での本件自己株式取得を行う予定です。

利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役である板倉広高氏を除いた取締役のみで本件自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議を行っております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本件自己株式の取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない独立役員である社外監査役大西正義氏より、本件自己株式の取得は、以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 本件自己株式取得の目的は、当社従業員に対して交付する特定譲渡制限付株式の付与に充当するためのものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があつて実施されるものではないこと。
- ② 本件自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する板倉広高氏を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定の公正性の確保及び利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

以上